

綾瀬市介護サービス相談員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 介護サービス提供の場に、サービス利用者等の話を聞く者（以下「介護サービス相談員」という。）を派遣することで、利用者等の疑問、不満又は不安の解消を図るとともに、介護サービスを提供する事業所又は施設（以下「事業所等」という。）におけるサービスの質的な向上を図ることを目的とする。

(介護サービス相談員の委嘱等)

第2条 介護サービス相談員は、次の各号のいずれにも該当する者の中から、市長が委嘱する。

(1) 事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を有する者

(2) 市が指定する一定水準以上の研修を受けた者

2 介護サービス相談員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

3 市長は、介護サービス相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解くことができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行ができなくなったとき。

(2) その他市長が介護サービス相談員としての適格性を欠くと認めたとき。

(介護サービス相談員の業務)

第3条 介護サービス相談員の業務は、次のとおりとする。

(1) 担当する事業所等を定期又は随時に訪問し、当該事業所等又は介護サービスに係る利用者若しくはその家族の疑問、不満又は不安を聞き、相談に応じること。

(2) 事業所等の管理者や従事者と意見交換を行うこと。

(3) 介護サービスの改善に向け、事業所等や市へ提言すること。

(4) 市が指定する研修、会議等へ出席すること。

(5) その他市長が特に必要と認めること。

(介護サービス相談員証)

第4条 市長は、介護サービス相談員に介護サービス相談員証（第1号様式）を交付するものとする。

2 介護サービス相談員は、介護サービス相談員の活動を行う際に、介護サービス相談員証を必ず携帯し、利用者若しくはその家族又は事業所等から求められた場合は、これを提示しなければならない。

3 介護サービス相談員は、介護サービス相談員証の内容に変更が生じたとき、又は紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

4 介護サービス相談員は、介護サービス相談員証を改ざんし、汚損し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。

5 介護サービス相談員は、任期を満了し、又はその職を解かれた場合は、直ちに介護サービス相談員証を返還しなければならない。

(介護サービス相談員の派遣)

第5条 介護サービス相談員の派遣先としての登録を希望する事業所等は、介護サービス相談員派遣依頼書（第2号様式。以下「依頼書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、依頼書を受理した場合、派遣の可否を決定し、介護サービス相談員派遣決定（却下）通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(報告)

第6条 介護サービス相談員は、相談業務の状況を市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第7条 介護サービス相談員は、その業務で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 介護サービス相談員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びにこれに基づく命令及び条例、規則等を遵守し、職務上知り得た情報等が漏えいしないようにしなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

（表）

第	号
綾瀬市介護サービス相談員証	
	氏名 _____ (年 月 日生)
上記の者を、綾瀬市介護サービス相談員であることを証明する。	
年 月 日	印
綾瀬市長	

（裏）

注意事項	
1	綾瀬市介護サービス相談員として活動を行う際は、必ず本証を携帯しなければならない。
2	本証の内容に変更が生じたとき、又は紛失したときは、速やかに市長から本証の再交付を受けなければならない。
3	本証を改ざんし、汚損し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。
4	介護サービス相談員でなくなったときは、直ちに本証を返還しなければならない。
5	本証の有効期限は 年 月 日とする。
（交付日： 年 月 日）	

介護サービス相談員派遣決定（却下）通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のあった介護サービス相談員の派遣について、
次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 派遣する <input type="checkbox"/> 派遣しない（理由 ）
介護サービスを提供する 事業所又は施設の名称	
担当介護サービス相談員 氏名	
その他通知すべき事項	

